

公共工事の品質確保のための取り組みの方向について

研究総務官
兼 総合技術政策研究センター長
西川 和廣

公共工事の品質確保のための取り組みの方向について

国土技術政策総合研究所 研究総務官

兼 総合技術政策研究センター長 西川 和廣

1. はじめに

公共工事により整備される社会資本は、数十年以上の長い期間に亘って、国民の生活や経済・社会活動を支える重要な公共資産であり、性能や耐久性に優れた良質なものが供給されなければならない。また、建設工事により発生する騒音、交通渋滞等による外部コストの縮減や安全性の確保、工事便益の早期発現に対する国民の要望も高く、工事目的物だけでなく、その施工方法もあわせた工事品質の確保・向上が重要な課題となっている。

公共工事に関しては、平成17年度に相次いで発生した談合問題に対して一般競争入札の拡大等の一連の対策が講じられたほか、独占禁止法の改正により取り締まりや罰則の強化が図られたところである。しかし、その一方で、公共投資額の急激な減少に伴う建設業界の過剰供給構造等により、工事の受注を巡る価格競争が激化し、いわゆるダンピング入札が急増するとともに、手抜き工事や安全対策の怠り、下請け業者・労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下が懸念されているところである。

このような状況を踏まえ、平成17年度には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、「品確法」)が施行され、総合評価方式の適用拡大等が進められたほか、平成18年度には「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において、発注者責任の明確化と公共工事の調達システム全体の見直し・検討が行われたところである。

本講演においては、これらの取り組みや検討結果を踏まえて、公共工事の品質確保のための取り組みの方向について述べる。

2. 公共工事を取り巻く現状

公共工事においては、コスト縮減、業者選定における競争性・透明性の確保、良質な社会資本整備の供給といった社会的要請に応えるため、様々な取り組みが行われてきたところであるが、近年においても以下のような状況が生じている。

2.1 談合問題と一般競争入札

平成17年度においては、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生する等、依然建設業界において談合や「汗かきルール」と呼ばれる非公式の技術支援等が行われていたことが明らかとなった。これを受けて国土交通省では指名競争入札から一般競争入札を原則とした入札方式に大きく転換したほか(図-1参照)、独占禁止法が改正され、課徴金の引き上げ、課徴金減免制度の導入等が行われた。また、これらの対応策や社会的な厳しい批判を受け、受注者側である社団法人日本土木工業協会は、「透明性ある入札・契約制度に向けて 改革姿勢と提言 -」を

公表し、「旧来のしきたりからの訣別」を打ち出しており、このような状況が業者間の過当競争に一層拍車をかけているとも見られる。



図 - 1 入札方式の転換

2.2 いわゆるダンピング問題

一般競争入札の拡大等により、入札契約制度の透明性が高まっている一方、建設市場は公共事業費の急激な減少に伴う著しい過剰供給構造となっており(図 - 2 参照)、昨今、大規模工事においても著しい低価格による落札工事の増加傾向が見られている(図 - 3 参照)。いわゆるダンピング受注については、公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり(図 - 4 参照)、国民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展を阻害するものである。

国土交通省においても、工事品質の確保の観点から様々な対策を講じるとともに、落札状況の監視を行っている。

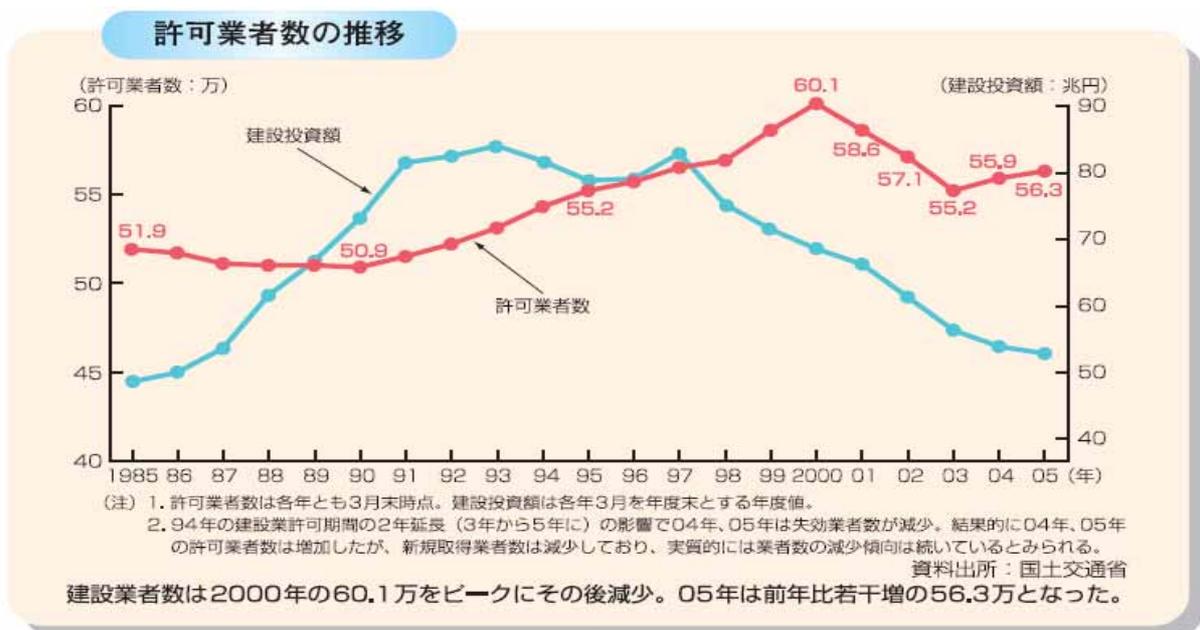


図 - 2 建設業界における需要・供給のバランス

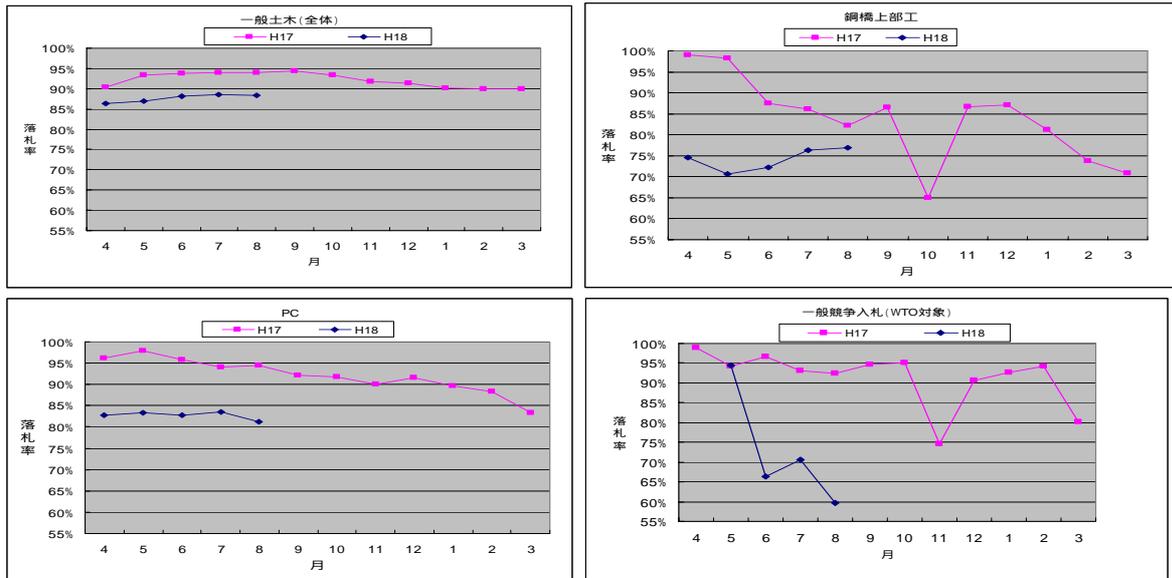


図 - 3 直轄工事における落札率の推移

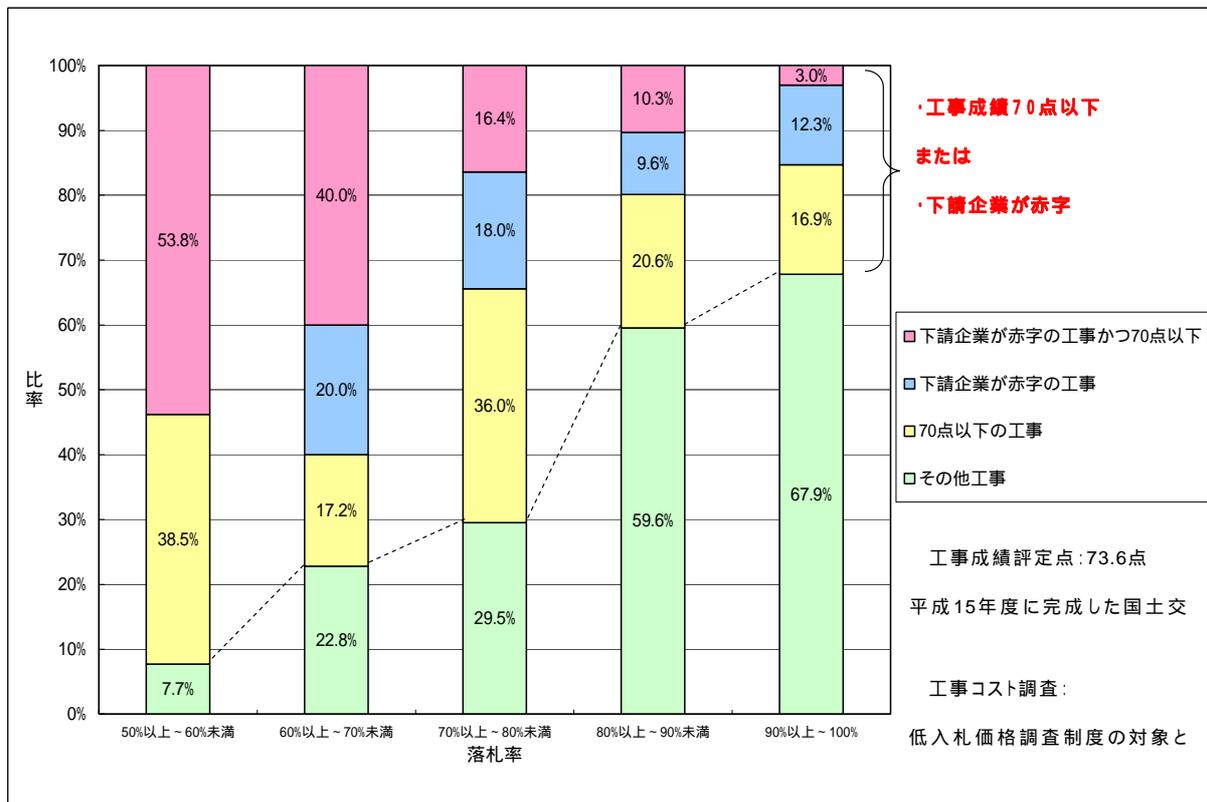


図 - 4 いわゆるダンピング入札による工事品質等への影響

2.3 発注者の体制と技術力

戦後復興期から高度成長期を通じ、発注者の業務は設計・施工に直接関係する業務が主であったが、近年、公共事業の実施において合意形成や説明責任（アカウンタビリティ）等が求められ、これに対応するため、技術基準の標準化等により業務の効率性を上げるとともに、設計あるいは施工に直接的に係わる時間を減少させてきた（図 - 5 参照）。

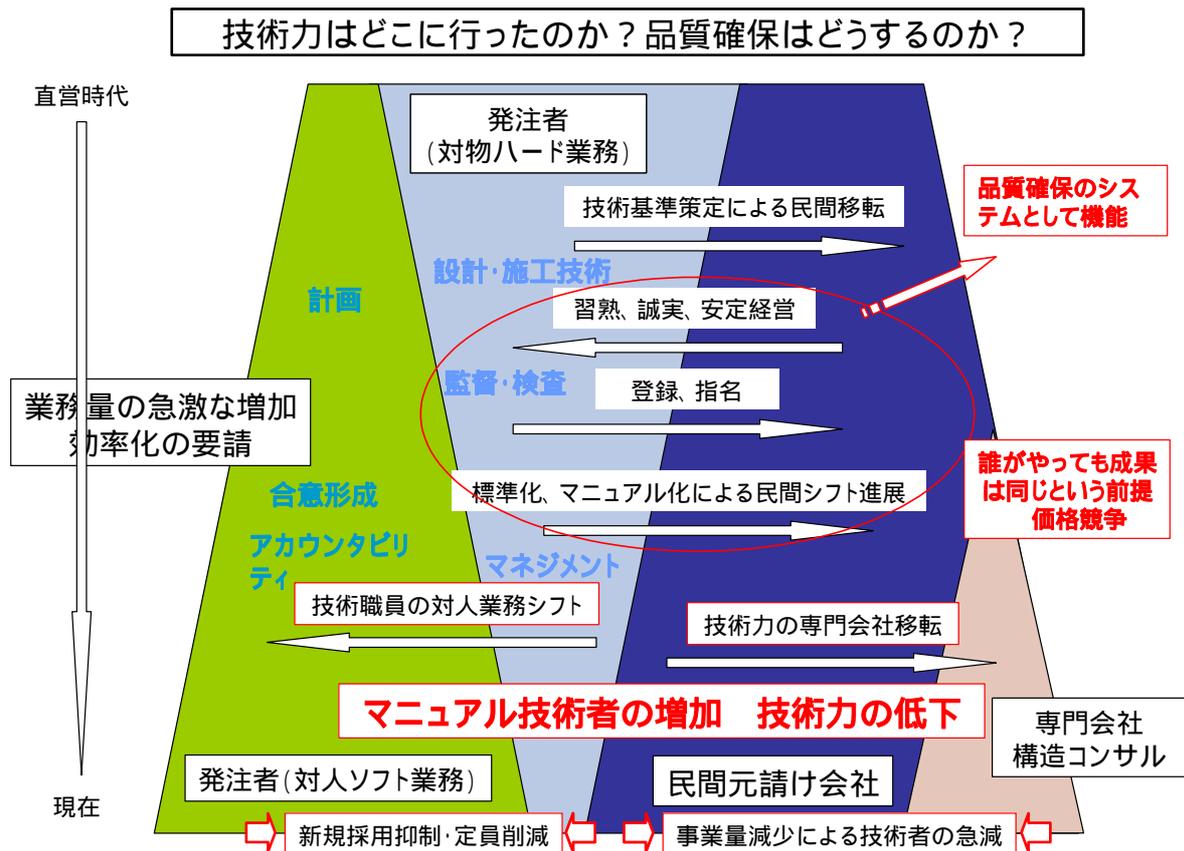


図 - 5 発注者の業務内容の変遷

発注者に必要な技術力とは技術的判断を行う経験により蓄積されるものであり、設計・施工に係わる時間の減少は、発注者の技術力研鑽の機会を減少させ、結果として技術力の低下が危惧されるという意見もある。

また、公共投資額の削減の中で組織の一層のスリム化も求められているところである。このような状況下において、公共工事の品質確保のため、業者選定から完了検査までの調達全般において、発注者の十分な技術力・体制の整備が求められている。

2.4 公共工事の品質に係わる懸念と品確法の制定

上記のような状況を踏まえるとともに、優良な国土基盤を形成する公共工事の重要性を鑑み、品確法が施行されたところである。品確法のポイントは以下の通りである。

公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化

価格競争から価格と品質が総合的に優れた調達への転換

発注者をサポートする仕組みの明確化

3. 公共工事の品質確保の方向

平成17年度において発生した談合問題に対して、国土交通省においては「一般競争入札の拡大」を柱とする入札談合再発防止対策を打ち出している。平成18年度現在においては、予定価格2億円以上の工事において一般競争入札を適用し、2億円未満の工事においても、一般競争入札の積極的試行を図りつつも、そうでない場合は工事希望

型入札を原則としている（図 - 1 参照）。

これは、100年以上にわたり、公共工事の調達を支えてきた指名競争入札を原則廃止するものであり、指名競争入札が潜在的に有した「公共工事の品質確保のための仕組み」も失われることを意味する。このため、一般競争入札における品質確保のための「新たな仕組み」の形成が必要である。

3.1 指名競争入札における品質確保の仕組み

指名競争入札は、発注者が、当該工事等の技術的特性、自然・社会条件、競争参加者の手持ち業務・工事量等様々な条件を勘案し、優れた実績を有する信頼性の高い企業の中から入札に参加する者を指名し、競争を実施する方式であり、企業にとっては、良い仕事をする事がそのまま工事等の受注機会の拡大に繋がるため、必然的に、企業は請負契約の誠実な遂行や技術開発等に努めることになり、結果として質の高い調達が実現されるといった仕組みが形成されるとともに（図 - 6 参照）、発注者と受注者の間に工事等の品質についての信頼関係が構築されていた。

この仕組みを前提とすることで、例えば、発注者は監督・検査において要点だけを確認することで一定の品質を確認できる等、発注者における効率的な工事等の調達を可能としてきた。また、これと同時に、各種基準類の標準化・マニュアル化を進めることで、高度成長期における発注量の急激な増加への対応を可能とするとともに、事業に関する説明責任（アカウントビリティ）の確保や地域住民との合意形成等、行政事務の多様化への対応も可能とした。

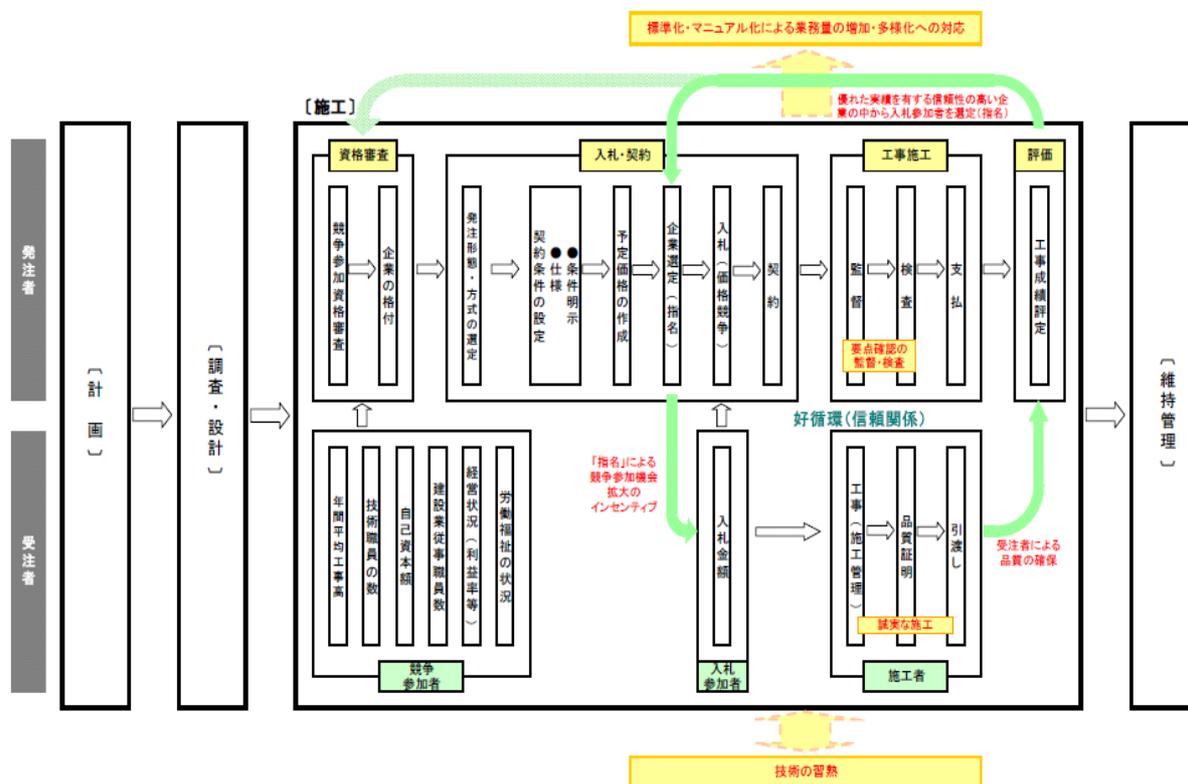


図 - 6 指名競争入札における品質確保の仕組み

3.2 一般競争入札における新たな仕組みの構築

一般競争入札の拡大は、手続の透明性・競争性の向上に寄与する一方で、企業にとって、指名競争入札に比べ当該工事の成績が以後の受注機会に結びつきにくいことから、当該工事における利益を優先し安全管理や品質確保に対する配慮が十分でない等施工能力の劣る企業や不誠実な企業が競争へ参加しやすくなるとともに、良い仕事をする優良な企業の受注機会が減少するデメリットも指摘されている。また、工事の施工段階においては、受注者との信頼関係を前提として実施してきた現行の要点だけの監督・検査では、設計ミスや不可視部分での工事の手抜きの発見が事実上不可能である等、現行の制度・体制では質の高い調達十分に担保できない恐れがある。さらに、受注者の資格審査や登録の制度も指名競争入札を前提としたものとなっている。

このように、指名競争入札から一般競争入札への入札・契約制度の転換と急激な適用範囲の拡大は、現行の建設生産システムでは対応しきれない様々な問題を引き起こしている。さらに、公務員の定員削減や行政事務の多様化・増大も進んでいることから、現在の発注者の体制の面も十分に考慮した上で、これらの環境の変化に適応する建設生産システムの再構築が急務となっている。

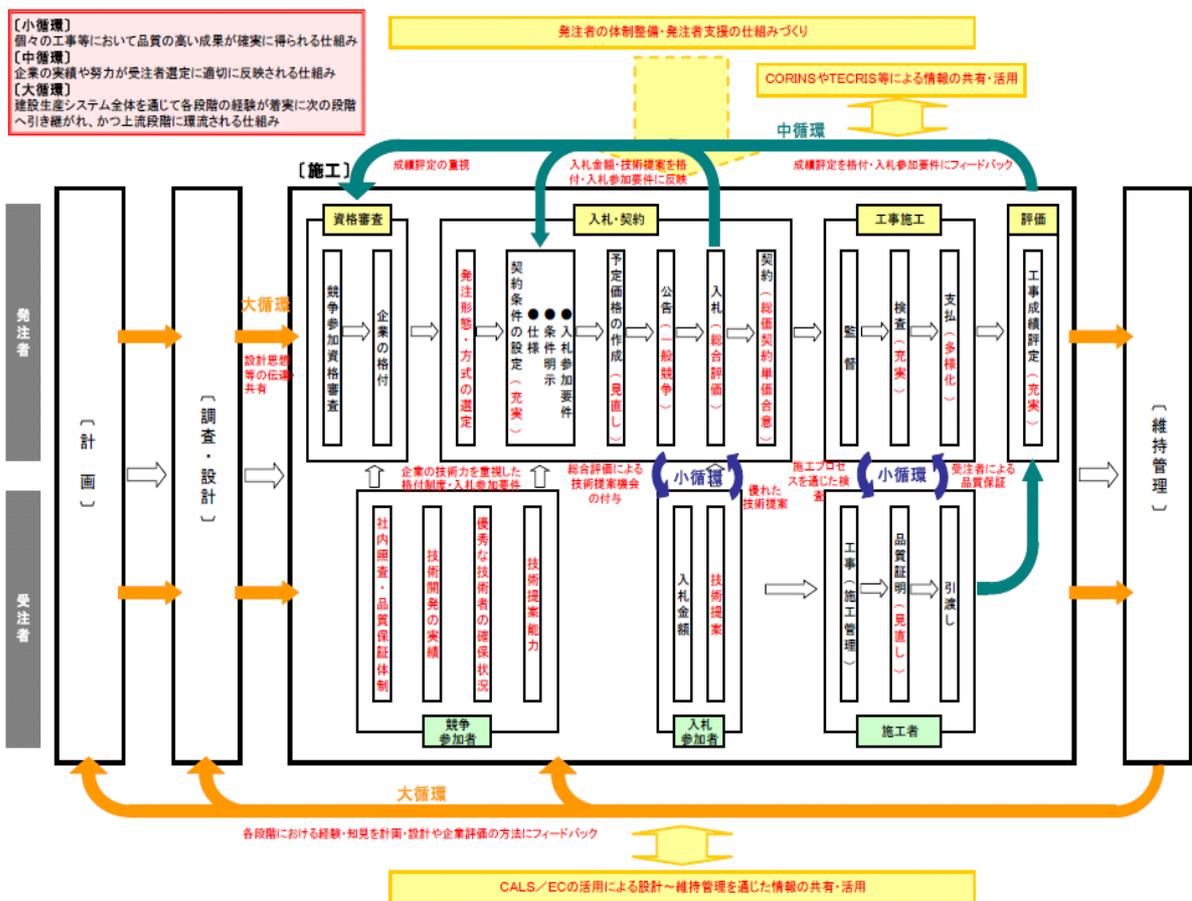


図 - 7 一般競争入札を前提とした新たな好循環の構築

3.3 新たな好循環システムの構築のための方策

発注者責任を果たすための建設生産システムを再構築するためには、専門化・複雑化している受注者の施工体制の確認も含め、発注者が施工等の各段階を厳重に監視する仕組みとともに、良い仕事をした企業には次の競争参加機会を拡大し、問題を引き起こした企業には適切なペナルティを加えるといった「信賞必罰」によるインセンティブに基づいて企業自らが品質確保に努める仕組みを構築し、これらの仕組みをバランスよく組み合わせることで、指名競争入札における品質確保の仕組みのような循環システムを構築することを基本的な方向とすべきである。

表 - 1 好循環形成のための具体的な検討課題

循環の種類		具体的な検討課題
小循環	個々の工事等において品質の高い成果が確実に得られる仕組み	施工プロセスを通じた検査への転換 現場の問題発生に対する迅速な対応 適切なペナルティの検討 人材の育成、技術力の継承 発注者支援の仕組みづくり 設計照査制度の導入等適切な品質管理プロセスの確立 設計技術者資格要件の検討
中循環	企業の実績や努力が受注者選定に適切に反映される仕組み	多面的で適正な企業・技術者等評価の実施 企業の技術力を重視した格付制度の導入、入札参加要件の設定 総合評価方式の充実 下請企業（専門工事業者）を重視した調達計画・基本設計における技術的検討の重視 設計と施工の役割分担の見直し 積算手法の見直し 支払制度・瑕疵担保の見直し 総価契約単価合意方式の活用
大循環	建設生産システム全体を通じて各段階の経験が着実に次の段階へ引き継がれ、かつ上流段階に環流される仕組み	設計思想等の伝達・共有 各段階における経験・知見の環流 大循環を支える仕組み 建設生産システム全体に係るP D C Aサイクルの構築 人材の育成、技術力の継承 技術開発の促進

具体的には、昨今のいわゆるダumping受注や設計ミス、施工不良等の増加による品質低下の懸念等、喫緊の課題への対応策として、個々の工事等において品質の高い成果が確実に得られる仕組み（小循環）、透明性・競争性の高い調達制度を前提に、良い仕事をした企業が受注機会を拡大する等報われるように企業の実績や努力が受注者選定に適切に反映される仕組み（中循環）、建設生産システム全体（調査～計画～設計～施工～維持管理）を通じて各段階の経験が着実に次の段階へ引き継がれ、かつ上流段階に環流される仕組み（大循環）を構築し、システム全体の継続的な改善を図るPDCAの機能を確保するべきである（図 - 7 参照）。

これらの大・中・小の循環の仕組みを構築していく上での具体的な検討課題を表 - 1 に示す。

4 . 公共工事の品質確保のための取り組み状況

3章では、公共工事の品質確保に向けた調達システム全体での取り組みの方向について述べたが、ここでは、既に試行が行われているものや優先的な検討課題について取り上げ、その詳細について述べる。

4 . 1 公共工事における総合評価方式の導入

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右される。そのため、発注者は、個々の工事の内容に応じた適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要がある。このため、品確法においては「価格と品質が総合的に優れた調達（総合評価方式）」を重視している。総合評価方式は、発注者が定めた仕様に基づく工事に対して価格競争を行う従来の方式とは異なり、「入札参加者が提示した技術提案や技術力とその入札価格」を総合的に評価して、最も優れた入札者を落札者とする方式である（図 - 8 参照）。この方式は、発注者にとってValue for Money（評価値）の観点から最も有利な調達が可能となるだけでなく、民間業者の技術力をより向上させようとするインセンティブを形成するものであり、技術と経営に優れた健全な建設業者が育成される効果がある。

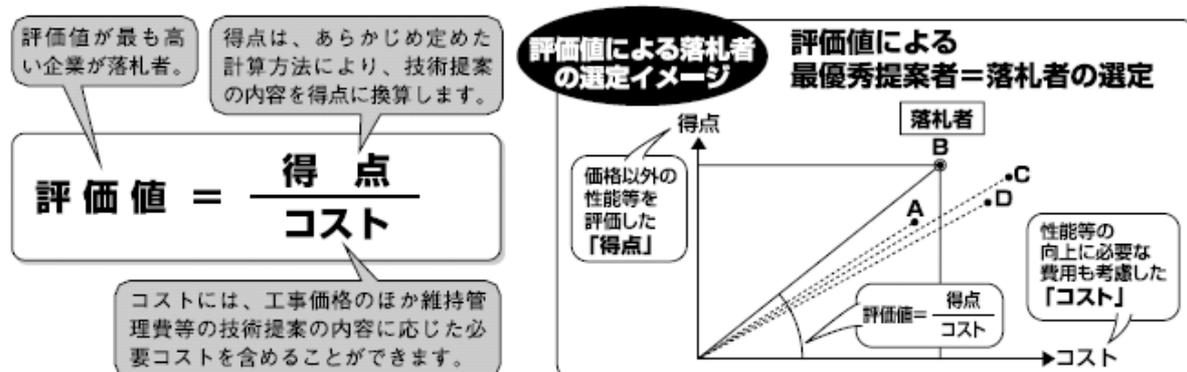


図 - 8 総合評価方式のイメージ

4.1.1 工事特性に応じた総合評価方式の整備

総合評価方式は、平成11年度に「今井一号橋撤去工事」において最初の適用が行われて以来、平成12年度には現財務省との包括協議が整い、平成14年度以降国土交通省においては、およそ400件程度の工事に適用されてきた。従来、総合評価方式は、大規模な工事を対象に適用がなされてきたが、平成17年度においては品確法の趣旨を踏まえ、全ての公共工事について、その特性に応じて総合評価方式が適用できるよう、比較的小規模で工夫の余地の小さい工事に適用する方式や、高度技術や新工法等の適用を視野に入れて目的物の形状や構造も対象とした技術提案を募る方式についても検討・整備した（図 - 9 参照）。

簡易型： 技術的な工夫の余地が小さい工事においては、施工の確実性を確保することが重要であるため、施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

標準型： 技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

高度技術提案型： 技術的な工夫の余地が大きい工事において、工事目的物を含む工事の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、例えば、設計・施工一括発注方式等により、工事目的物自体についての提案を認める等、提案範囲の拡大に努め、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

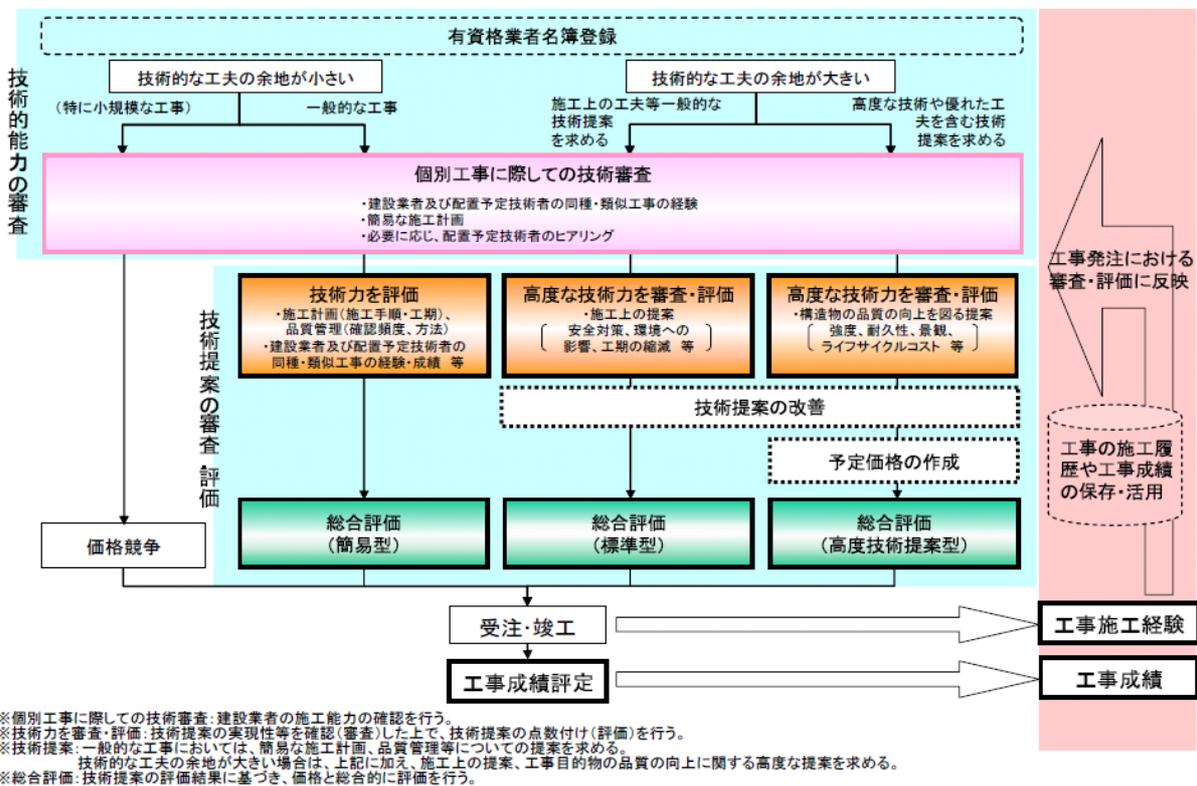


図 - 9 公共工事の特性に応じた総合評価方式の適用イメージ

4.1.2 総合評価方式の試行結果

総合評価方式については、平成16年度までは大規模な工事を中心に年間400件程度の工事について適用が図られてきたが、平成17年度は約1,636件、平成18年4月～8月においては、2,059件と大幅に適用件数が増加している（図-10参照）。特に、比較的小規模な工事まで適用対象が拡大しており、簡易型の適用件数が顕著に増加している。

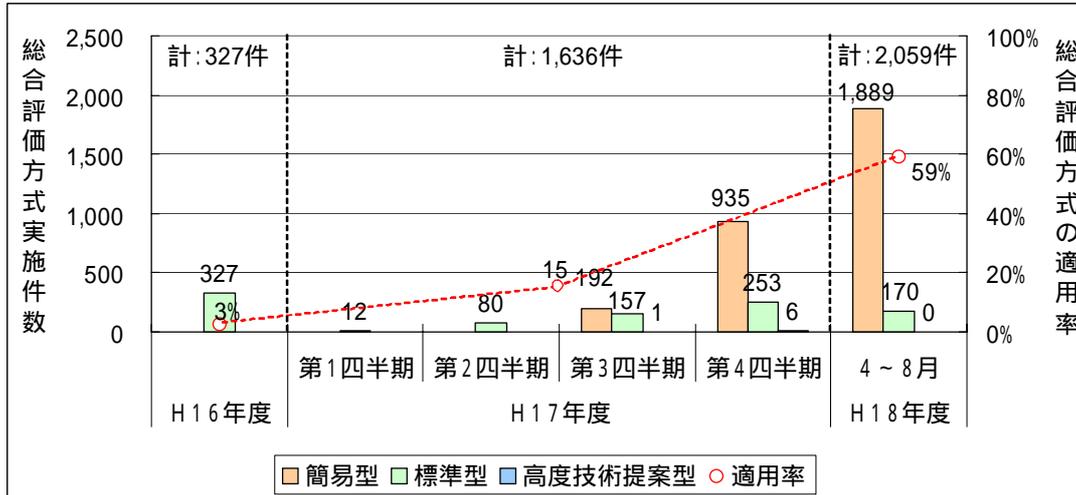


図-10(1) 総合評価方式の適用状況（経時変化）

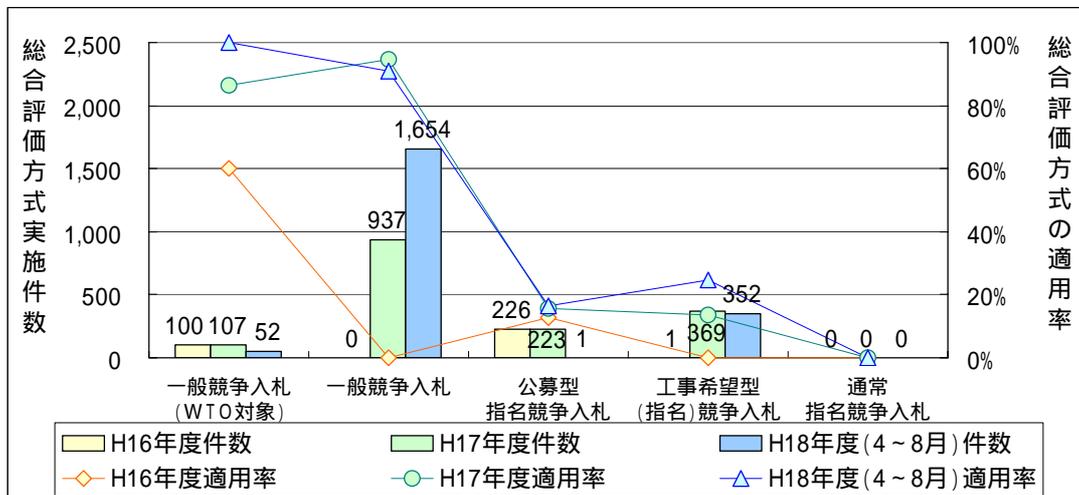


図-10(2) 総合評価方式の適用状況（入札方式別）

平成17年度の試行結果より、総合評価方式の落札者の傾向について、図-11, 12、表-2に示すとともに現行の総合評価方式の効果について検証した。

(1) 簡易型

平成17年度に簡易型を適用した工事においては、最高技術得点者による落札が50%、最低得点者によるものが13%であり、最低価格による落札が90%を占めた。また、技術点の順位が高いほど、低価格入札の割合が低く平均落札率が高くなる傾向が見られたが、最低得点者の落札率が逆に高くなる傾向も見られ、入札価格に対して企業の技術力が十分に反映されていないと見られる。加算点を増加させることにより、最高得点者による落札件数を増やし、最低得点者による落札を減少させる傾向が見られており、落札者決定における技術力の比重を高めることも有効と考えられる。

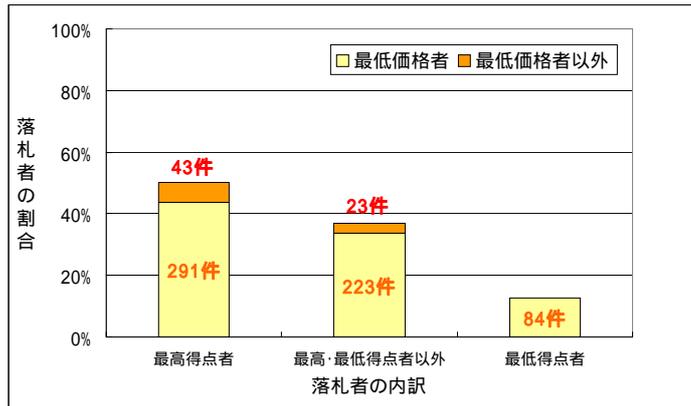


図 - 1 1 (1) 簡易型の落札者の内訳 (技術得点の順位別)

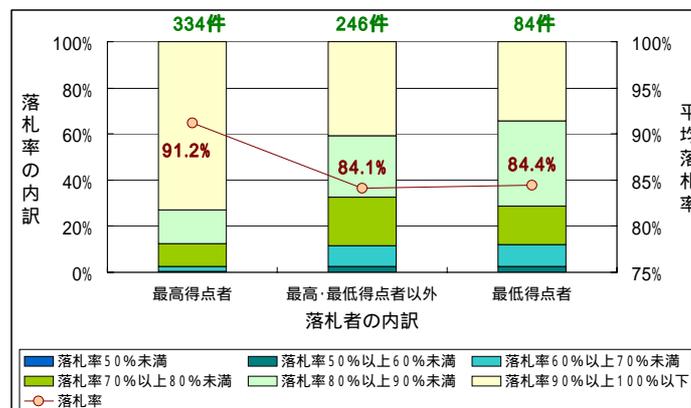


図 - 1 1 (2) 簡易型の落札者の内訳 (落札率)

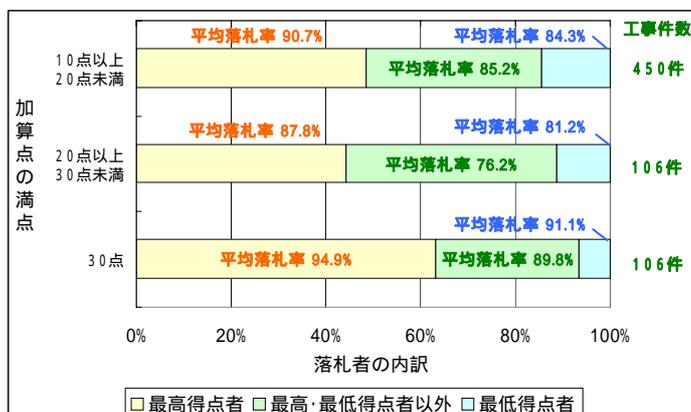


図 - 1 1 (3) 簡易型の落札者の内訳 (加算点別)

(2) 標準型

標準型については、簡易型に比べ最高得点者による落札件数(54%)が多く、最低得点者による落札件数(10%)は少なくなっている。ただし、最低価格による落札件数は90%と同程度に多く、落札者の決定において価格が支配的になっている。加算点については最低得点者の落札を減少させており、技術評価の比重を高める傾向が見られる。

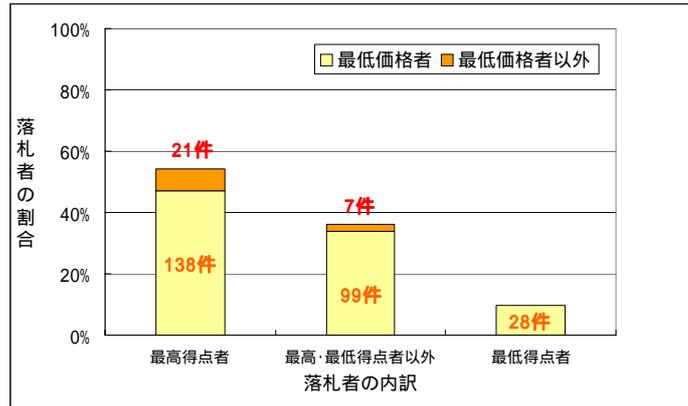


図 - 1 2 (1) 標準型の落札者の内訳 (技術得点の順位別)

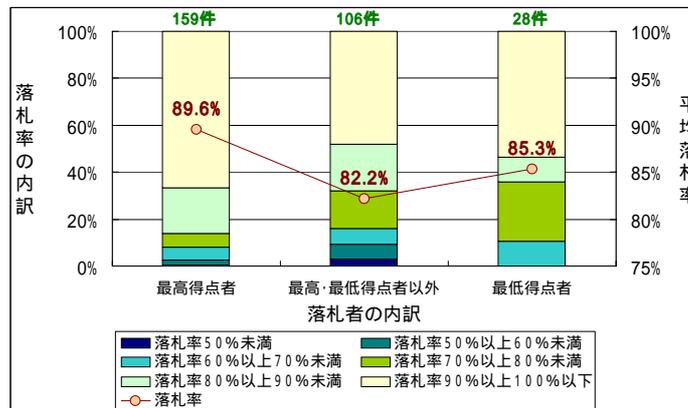


図 - 1 2 (2) 標準型の落札者の内訳 (落札率)



図 - 1 2 (2) 標準型の落札者の内訳 (加算点別)

(3) 高度技術提案型

高度技術提案型については、平成17年度は7件実施されており、そのうち5件は設計・施工一括発注方式で実施されている。実施された7件全てについて最低価格者が落札するとともに、うち3件については低入札価格調査の対象であった。

表 - 2 平成17年度における高度技術提案型の実施事例

地 整 名	東 北	東 北	関 東	北 陸	中 部	中 部	中 国
工 事 名	胆沢ダム洪水吐き打設(第1期)工事	一般国道45号両石高架橋工事	国道1号原宿交差点立体工事	女川第4砂防堰堤工事	横山ダム国道303号新横山橋工事	1号静岡共同溝静岡西地区工事	尾原ダム建設第1期工事
工事の概要	胆沢ダム洪水吐きについて、コンクリート打設を行なう工事である。	一般国道45号に設置する両石高架橋について、詳細設計及び実施施工を一括して発注する設計・施工一括型の試行工事である。	一般国道1号の原宿交差点の立体化について、詳細設計及び実施施工を一括して発注する設計・施工一括型の試行工事である。	砂防堰堤1基(基礎部コンクリート約1,300m ³)の工事と法面工(堰堤左岸部)の設計及び工事を一括して実施するものである。	横山ダム貯水池内に設置する(仮称)新横山橋について、詳細設計及び実施施工を一括して発注する設計・施工一括型の試行工事である。	一般国道1号の静岡市葵区長沼地先から同市同区西門町までの箇所に設置する共同溝について、詳細設計、及び実施施工を一括して発注する設計・施工一括型の試行工事である。	尾原ダムにおけるコンクリートダム本体工事である。
発注範囲	施工	設計・施工一括	設計・施工一括	設計・施工一括	設計・施工一括	施工	設計・施工一括
評価項目	コンクリート打設計画に係る提案	橋梁上部の出来形、品質の向上に係る提案 橋梁下部(基礎を含む)の出来形、品質管理に係る提案 工事中の周辺環境等への配慮に係る提案	アンダーパス部供用までの施工日数の提案	法面対策工に係る提案 掘削の方法に係る提案 仮設備計画(資材の運搬方法)に係る提案	総合的なコストに関する事項のライフサイクルコスト	特殊部の施工に伴う交通規制日数の短縮 トンネル掘進に伴う建設汚泥の発生抑制対策	施工日数 建設廃棄物処理対策 夜間照明対策
技術評価点の設定	判定方式 ・標準点:100点 ・加算点:10点	判定方式 ・標準点:100点 ・加算点:10点(3点 3点 4点)	数値方式 ・標準点:100点 ・加算点:上限の規定なし(0.25点/日)	判定方式 ・標準点:100点 ・加算点:30点(15点 10点 5点)	数値方式 ・基礎点:100点 ・加算点:10点	数値方式 ・標準点:100点 ・加算点:20点(15点 5点)	数値方式、判定方式 ・標準点:100点 ・加算点:10点(5点 4点 1点)
落札率	93.1%	62.8%:低入札価格調査実施	58.0%:低入札価格調査実施	97.7%	98.4%	85.1%	47.9%:低入札価格調査実施
価格順位	1位	1位	1位	1位	1位	1位	1位
加算点順位	1位(最高加算点者)	4位(予定価格内2位)	2位(予定価格内2位)	1位	1位	1位	3位(予定価格内2位)

4.1.3 総合評価方式の見直しの方向

平成17年度における試行結果を踏まえて、技術提案(又は技術力)と価格の総合的な評価を適正に行う観点から、技術力の評価項目・評価方法・配点の見直し、加算点の設定、技術提案の課題設定・評価方法等について検討することとしている。

また、高度技術提案型については、今後継続的に事例を蓄積しながら、技術評価の方法や技術対話、予定価格の作成方法等について検証する予定である。

4.2 設計業務等の品質確保

公共工事の品質を確保するためには、当該工事に係わる設計等の業務の品質が重要であることは言うまでもない。従来より、知識又は構想力・応用力が特に求められる業務については、プロポーザル方式による技術力競争により業者選定を行ってきたが、特に高度な技術力を要さないものとして価格競争が行われてきた調査・詳細設計の分野においては、近年ダンピング入札が散見される等、品質の低下が懸念されている。

4.2.1 調査・設計業務を取り巻く状況

価格競争入札により受注者が選定される調査・設計業務においては、近年ダンピングによる受注が見られており（図 - 13 参照）、技術者の過剰な業務の集中や労働環境の悪化等に伴い、業務全般の品質が低下することが懸念されている（図 - 14 参照）。

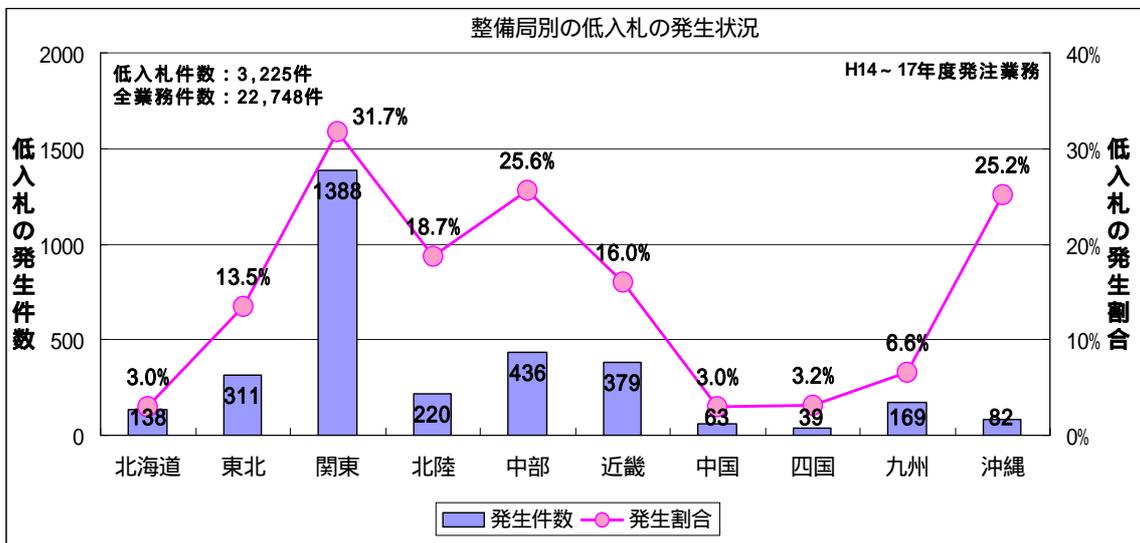


図 - 13 低価格入札の発生状況

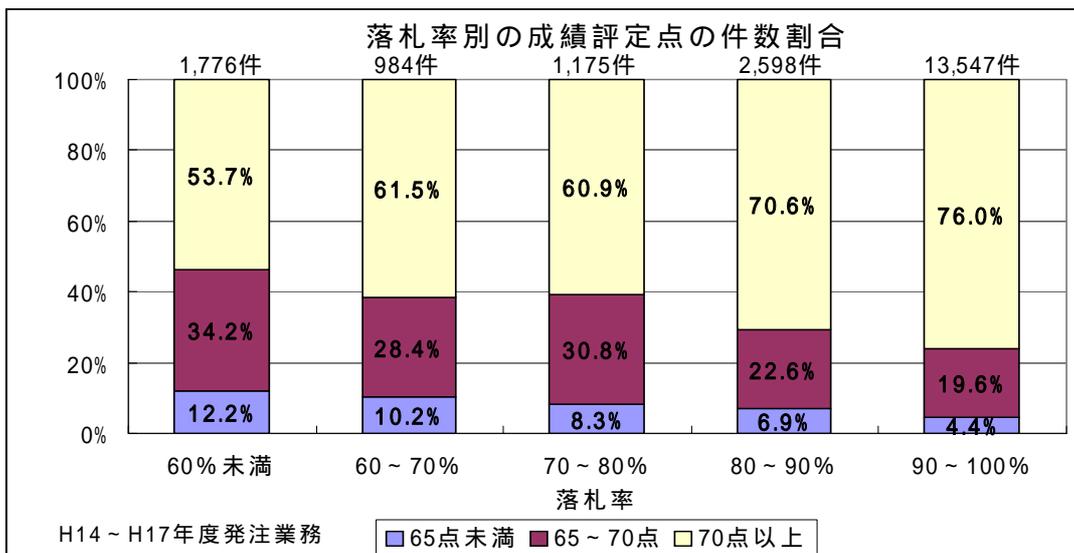


図 14 落札率と業務成績の関係

また、特に詳細設計には施工計画の検討等が含まれており、施工技術に十分精通していないコンサルタントが業務を請け負った場合、現場条件からみて必ずしも最適となっていない設計がなされることにより、施工段階で設計の見直しが行われる等、非効率を生じる場合がある。また、従来行われてきた建設会社、メーカー等による受注を前提にした非公式なコンサルタントの技術的支援（汗かきルール）が、今般「旧来のしきたりとの訣別」に伴い、廃止されたとも言われており、これにより詳細設計の品質が一層低下することも考えられる。

実際、近畿地方整備局及び四国地方整備局が、詳細設計業務の照査を行ったところ、軽微なものを除いても相当数のミスが指摘されている（図 - 15 参照）。

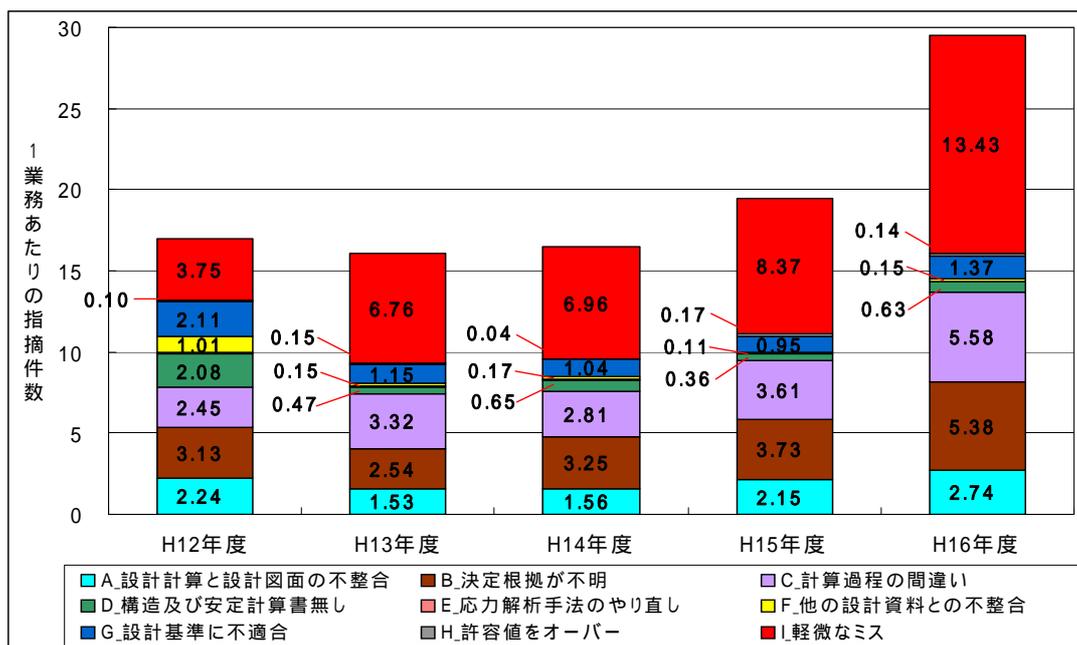


図 - 15 詳細設計におけるミスの発生状況（近畿地方整備局の例）

4.2.2 設計業務等における品質確保のための方策

調査・設計業務の品質確保は、技術力を重視した適切な業者選定と、より厳格な設計照査により、図るべきと考えられる。

(1) 技術力を重視した適切な業者選定

従来より、価格競争により業者選定されてきた業務分野においても、業務内容の多様化等に伴い、一定程度以上の技術力を要する業務については、業者選定において価格と技術力を評価する総合評価制度を導入すべきと考えられる。

また、従来より設計・施工分離の原則から、詳細設計についてはコンサルタントが行ってきたが、詳細設計は施工に係わる知識や技術力を要するものであり、そのため、施工者による技術提案の余地が大きい工事等においては、設計者と施工者の役割分担について見直すとともに、詳細設計付工事発注方式や設計・施工一括発注方式のあり方（図 - 16 参照）について検討する必要がある。

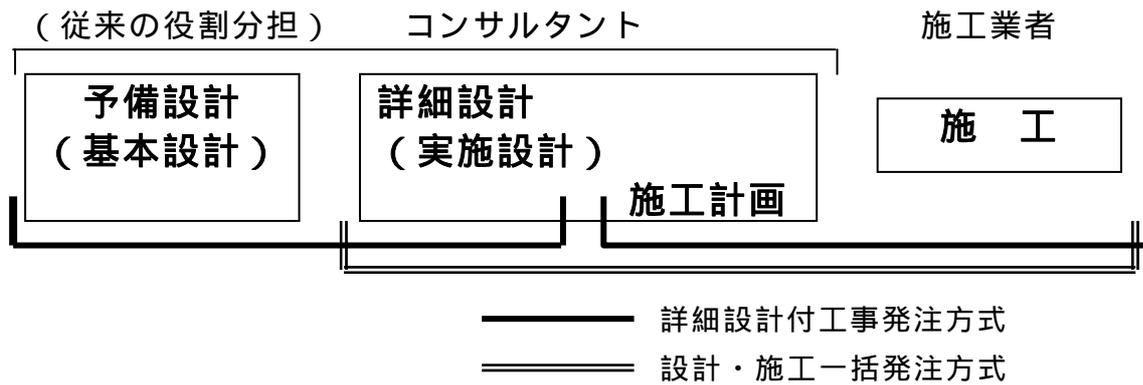


図 - 16 コンサルタントと施工者の新たな役割分担の考え方

(2) 設計照査制度の見直し

設計業務においては、請負業者自らが照査技術者を配置し、これにより自社内での照査を行うことが通常である。しかし、近年の詳細設計におけるミスの頻発はこのような照査制度が十分に機能していないことを示唆しており、建築分野等における制度構築等も参考としながら、第三者の活用等による厳格な照査制度の構築を検討する必要がある(図 - 17 参照)。

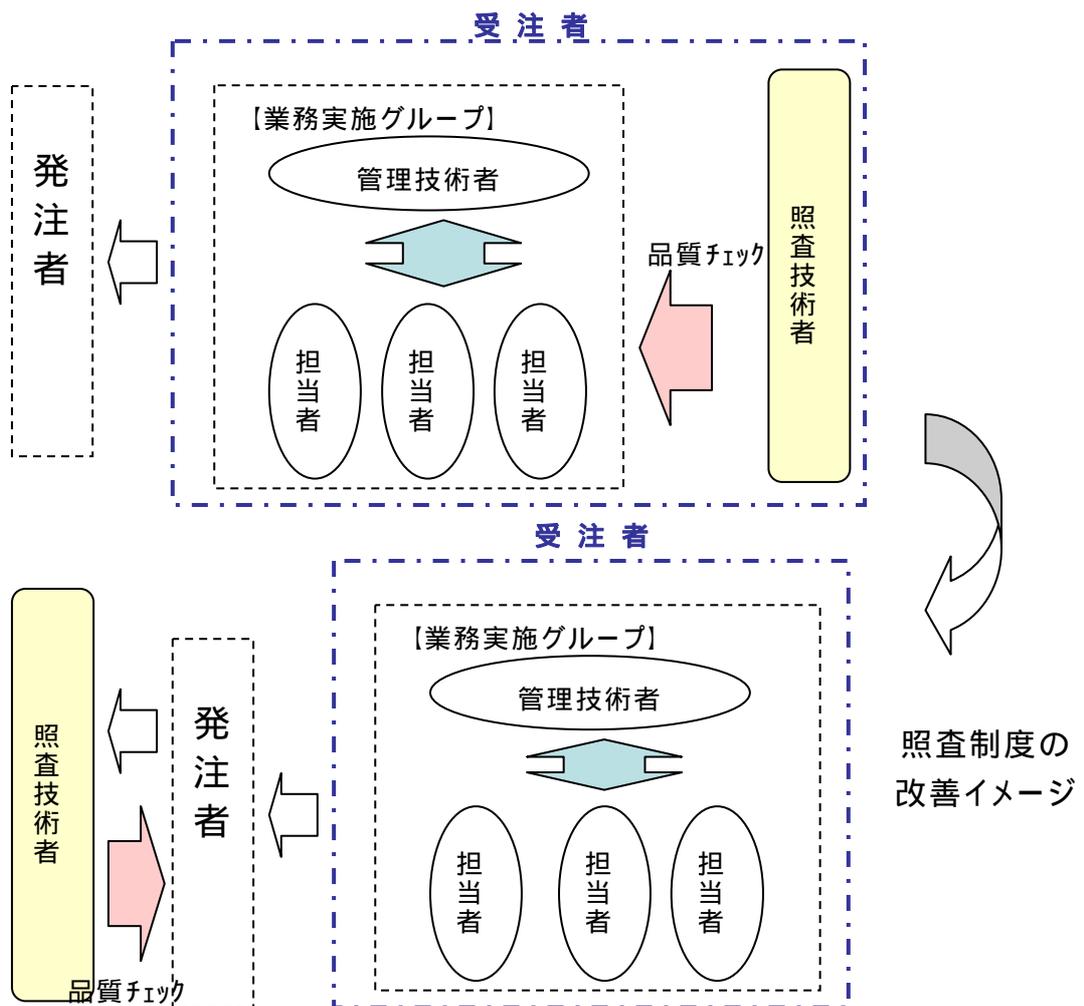


図 - 17 設計照査の見直しイメージ

4.3 中間検査の導入

設計ミスや施工不良等の多発により、工事等の品質低下が懸念される中、受注者との信頼関係や発注者の体制を前提とした従来の限定的な監督・検査ではこれらへの対応が困難となっていることを踏まえ、これからは、施工プロセスを通じた検査の枠組みへと転換し、体制の強化を図る必要がある。特に、大規模、複雑な構造をもつ施設については、完了検査で行われる外観的な検査だけでなく、内部の構造や施工の中間過程を十分に確認・評価することが重要である。

具体的には、検査頻度の増加や抜き打ち検査の実施、中間時及び完成時における検査の充実等を図るとともに、検査結果を支払や成績評定へ反映する必要がある。

4.4 発注者の技術力・体制の整備

4.4.1 人材の育成、技術力の継承

発注者が工事等の品質を的確に確認するための技術力や体制を維持するため、適切な技術的判断ができる能力、すなわち、構想から計画、施工、維持管理まで一貫した知識経験を備え、工事等の契約時における適切な条件設定や条件変更への適時・適切な対応、効果的な検査ができる能力を、各職員のキャリアパスを通じて身に付けられる仕組み・体制を充実する必要がある。一方、ダムや橋梁、トンネル等の専門性の高い構造物については、当該分野の専門知識を有する職員の育成及び技術継承プログラム等を構築する必要がある。また、これらの前提として、公務員の定員削減や行政事務の多様化に伴い、職員一人あたりの事務量が增大していることから、入札・契約から維持管理まで、工事等のすべての調達過程において、発注者が責任を持って自ら実施することと、アウトソーシングが可能なことを分類・整理する必要がある。

4.4.2 発注者支援の仕組みづくり

発注者の技術力を補完する仕組みとして、発注者・設計者・施工者による三者会議の開催や設計VE制度の活用、CM方式の活用等、具体的な導入方策を検討する必要がある。また、必要に応じ、発注者の支援を務めることができる者として、例えば、公益法人や建設コンサルタント、専門技術者グループ、NPO等を適切に評価・活用するための仕組みについて、責任の所在の明確化等に配慮しつつ、検討する必要がある。具体的には、発注関係事務の執行に際して、発注者の支援を務めることができる者を活用するために、認定技術者制度等の導入について検討する必要がある。

5. おわりに

公共工事の品質確保のための取り組みは多岐にわたるとともに、関連する諸制度等との関係から速やかな見直し・改善等が容易でないものも少なくない。社会情勢や国民のニーズの変化等も見据えながら、取り組むべき課題を適宜絞り込み、優先的・重点的に検討を進めることとしている。

参考文献

- 1)国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会：中間とりまとめ，2006年9月
- 2)国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会：懇談会資料第1回～第3回，2006年5月～6月
- 3)公共工事における総合評価方式活用検討委員会：公共工事における総合評価方式活用ガイドライン，2005年9月
- 4)公共工事における総合評価方式活用検討委員会：高度技術提案型総合評価方式の手続について，2006年4月
- 5)公共工事における総合評価方式活用検討委員会：第8回委員会資料，2006年9月
- 6)社団法人日本土木工業協会：「透明性ある入札・契約制度に向けて - 改革姿勢と提言 - 」，2006年4月